

## 農業委員会定例会 3月

1. 開催日時 令和4年3月18日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 5番委員、6番委員
4. 議事日程
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
  - 議案第2号 非農地証明願承認について
  - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
  - 議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
5. その他
6. 会議の概要

事務局 定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。  
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長 (会長あいさつ)  
本日の議事録署名人ですが、3番委員、4番委員をお願いします。  
それでは、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、[ ]在住の[ ]さん所有の  
[ ] 畑 403 m<sup>2</sup> と  
[ ] 畑 241 m<sup>2</sup> の計2筆644 m<sup>2</sup>について  
[ ]の[ ]さんが譲り受け、申請地では[ ]  
を栽培する計画となっています。[ ]さんの現在の経営規模は6,265 m<sup>2</sup>で、  
5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には  
該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 はい、[ ]さんは[ ]に勤めている方で、以前この農地で耕作して  
いて、今回、所有権移転ということで問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の2番と3番について、  
関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、[ ]在住の[ ]さん所有の  
[ ] 畑 1,028 m<sup>2</sup> と  
[ ] 畑 803 m<sup>2</sup> と  
[ ] 畑 193 m<sup>2</sup> と  
[ ] 畑 83 m<sup>2</sup> と  
[ ] 畑 38 m<sup>2</sup> と

畑 430 m<sup>2</sup> と  
畑 258 m<sup>2</sup> の計7筆2,833 m<sup>2</sup>について  
3番は、  
畑 114 m<sup>2</sup> と  
畑 249 m<sup>2</sup> の計2筆363 m<sup>2</sup>について  
の が譲り受け、申請地では を栽培する計画となっています。  
の現在の経営規模は191,118.29 m<sup>2</sup>で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 はい、ここも（これまで何度か議案に出ているように）以前から  
が畑をきれいにする名目で開墾を進めているところです。雑木をきれいにするなら問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、  
畑 198 m<sup>2</sup> について  
の が譲り受け、申請地では を栽培する計画となっています。  
さんの現在の経営規模は、耕作を共にする と合わせて3,815 m<sup>2</sup>で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 はい、ここは  
さんのお孫さんの案件です。  
に を

建てるため、近くで畑をしたいため、今回、農地を借りるそうです。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明の前に議案の訂正をお願いします。経営面積(m<sup>2</sup>)が「1,466」とありますが、「462」になります。  
5番は、■■■■在住の■■■■さんが共有する■■■■畑 230 m<sup>2</sup> について■■■■の■■■■が■■■■さんの持分を譲り受け、申請地では■■■■を栽培する計画となっています。譲り受ける■■■■さんたちの現在の経営規模は、相続により■■■■さんが譲り受ける母の土地と合わせて462 m<sup>2</sup>ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 ここは、私の(地元)案件です。■■■■での譲り受けになります。相続の関係からこのような形で申請が出ております。現地確認したところ、問題なく栽培されています。  
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、■■■■在住の■■■■さん所有の■■■■田 88 m<sup>2</sup> と

田 409 m<sup>2</sup> の計 2 筆 497 m<sup>2</sup> について  
の さんが譲り受け、申請地では を栽培する計画となっています。 さんの現在の経営規模は 581 m<sup>2</sup> で、5 アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

12 番委員 はい、ここは（所有者である） さんが 6 番委員に貸していた農地です。今度、 さんが畑をすることによって、現在、植わっている は移植するそうです。（ここは） に近いので、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。次に、議案第 2 号（非農地証明願承認）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号は、 在住の さん所有の  
畑 585 m<sup>2</sup> と  
畑 1,346 m<sup>2</sup> と  
畑 1,282 m<sup>2</sup> の計 3 筆 3,213 m<sup>2</sup> について  
長年に渡り耕作放棄状態が続き、山林化したため農地として復旧することが困難となったものです。山林化し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

11 番委員 （議案の航空）写真のとおり完全に山になっているため、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同           ありません。

議長                ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局            1番は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■田 499㎡ と  
■■■■田 677㎡ の計2筆1,176㎡について  
■■■■の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。  
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長                地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員           この農地は■■■■さんが以前から■■■■を栽培しており、それを■■■■さんが引き継ぐため、問題ありません。

議長                この件について意見はありますか。

委員一同           ありません。

議長                ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番から4番と7番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局            2番は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■畑 612㎡ と  
■■■■畑 342㎡ の計2筆954㎡について  
3番は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■畑 302㎡ について



議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 ■■■■は、図面上では1枚の農地ですが、実際は2段になっています。下段には■■■■が植わっており、上段は少し荒れていますが、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■畑 946㎡ について  
■■■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。  
申請地では、■■■を栽培する計画で、期間は3年間の賃貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 最初、所有者の■■■さんと■■■■さんという人が借りて耕作していましたが、■■■■さんが耕作できなくなったため途中から■■■■さんが耕作することになったものです。更新時期がきて、今度も■■■■さんできちんと手続きされているため、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。



続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

8番は、■■■■在住の■■■■■■■■■■さん所有の  
■■■■■■■■■■ 田 651㎡ について  
■■■■■■■■■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。  
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は1年間の使用貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員

更新であり、（現在、）■■■■もしています。問題ありません。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の9番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

9番は、■■■■在住の■■■■■■■■■■さん所有の  
■■■■■■■■■■ 田 504㎡ について  
■■■■■■■■■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。  
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は1年間の使用貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員

先程と同じ地区で、更新であり問題ありません。



申請地では、■■■を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっております。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席です。事務局で何か聞いていますか。

事務局 5番委員からは、更新であり、今も耕作しているため、問題ないと伺っています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の12番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 12番は、■■■在住の■■■さん所有の■■■田 621㎡ について■■■の■■■さんが、新たに借り受けるものです。  
申請地では、■■■を栽培する計画で、期間は5年間の使用貸借となっております。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席です。事務局で何か聞いていますか。

事務局 ■■■さんは移住者で、■■■の総代から5番委員が聞いているのが、（この農地については）所有者の■■■さんが、いつでも植えられるような状態に開墾・整地を行っており、問題ないということです。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。



申請地では、[ ]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 はい、議案では新規となっていますが、以前から[ ]を耕作していました。聞いた話では、所有者が変わったため農地機構を介すそうです。問題ありません。ただ、以前に[ ]で案件が出ていたのがありましたが、今回、[ ]で申請されているのが気になります。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の15番から19番について、10番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

**【10番委員退席】**

それでは、本件は関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 15番は、[ ]在住の[ ]さん所有の  
[ ] 田 528 m<sup>2</sup> と  
[ ] 田 674 m<sup>2</sup> の計2筆1,202 m<sup>2</sup>について  
16番は、[ ]在住の[ ]さん所有の  
[ ] 田 1,066 m<sup>2</sup> について  
17番は、[ ]在住の[ ]さん所有の  
[ ] 田 689 m<sup>2</sup> について  
18番は、[ ]在住の[ ]さん所有の  
[ ] 田 665 m<sup>2</sup> について

19番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の

■■■■■田 1,217㎡ について

(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■に貸し付けるものです。

申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は15番と17番と18番については10年間、16番と19番については6年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9番委員 15番については問題ありません。■■■■■さんが耕作していましたが、高齢であり、また、子も耕作しないため、今回、■■■■■のほうに任せたそうです。

議長 16番からは10番委員の(地元)案件です。  
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

#### 【10番委員着席】

10番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。

次に、議案第4号(農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明の前に追加議案の訂正がございます。40ページをご覧ください。改正後が「第6 その他」とありますが、「第5 その他」に訂正の程よろしくお願いたします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(基本構想)については、農業経営基盤強化促進法の第6条第1項の規定に基づき市町村が定めることのできるもので、県の農業経営基盤強化の促進に関する方針(基本

方針) に即して、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に資するため、市町村ごとにおける効率的かつ安定的な農業経営指標や農業経営を営む者に対する農用地の利用集積目標などを、おおむね5年ごとに、その後10年間を見通した総合的な計画として定めるものとなっています。

議案第4号は、本町の定める基本構想について見直そうとするものです。今回変更する理由は、本県において市町が基本構想を策定する際の指針となる香川県農業経営基盤強化促進基本方針が令和3年12月下旬に見直されたことから所要の変更を行うものです。

主な変更内容については、ひとつは、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合されたため、農地利用集積円滑化事業に関する事項等を削除しています。ふたつ目に、香川県農業経営基盤強化促進基本方針に合わせるため、体裁を整えて修正しています。その他、字句の修正や引用法令の条項ずれ等への対応をしています。

見直し案として、新旧対照表で示していますが、第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 の2を 本町の農業構造 から 本町農業の振興方向 とし大きく変更しています。5にあった 効率的かつ安定的な農業経営の育成の考え方 を削除し、一部の内容を改正後の2と5に統合しています。第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 に 2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項 を追加し改正しています。第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項 としてあったものは削除し、その他、別紙1 は記載法令の条項等の修正を施しています。第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 及び 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標、 第6(5) その他、 別紙2 については、今回変更がありませんので、省略しています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 これは、県が(基本方針を)変更するので町も(基本構想の)変更をしな

いといけないということですね。

事務局

基本構想に定めるべき事項というのがあります。また基づく法である農業経営基盤強化促進法が改正されますので、改めて基本構想の見直しが必要になり、その際に今回変更していない営農類型等もあわせて変更します。町が基本構想を変更する場合には、農業委員会とJAに意見を聴くこととなっており、今回、農業委員会の審議に諮ったものです。

議長

ご異議がないようでございますので、農業委員会として異存ない旨回答します。

議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。

それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理

今日、最初の方で事務局長や会長がおっしゃっていましたが、任期満了の方、お疲れ様でした。また、継続される方につきましては、身体に気を付けて頑張ってください。

ご審議ありがとうございました。

定例会を閉会します。

閉 会 午後2時15分

議 長 会長

議事録署名人 3番

議事録署名人 4番